

申告相談の日程

▶日程

右表のとおりです。

※地区別の割り振りがなくなり
ました。ご都合に合わせて
お越しください。

▶会場

市民交流センター
(こもろプラザ 2 階)

▶時間

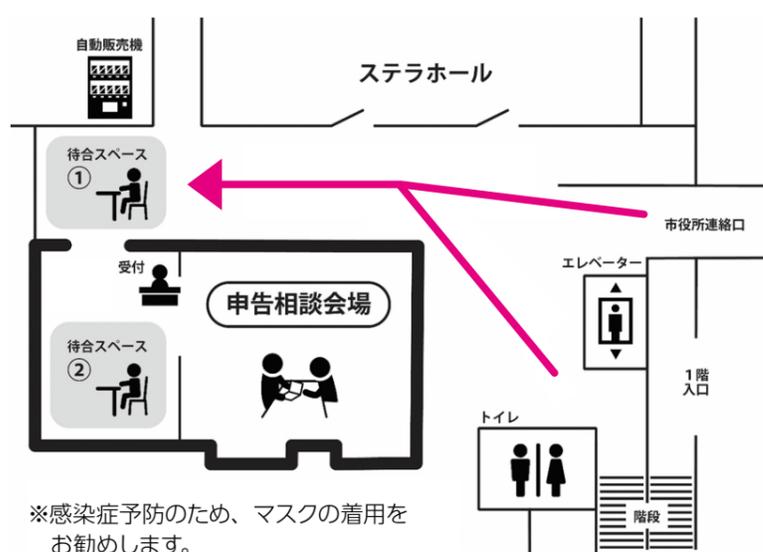
- 午前の部 9:00 ~ 12:00
(受付 8:45 ~ 11:00)
※状況で 11:00 より前に受付
を終了することがあります。
- 午後の部 13:00 ~ 17:15
(受付 8:45 ~ 16:00)

▶ご注意

- 毎週木曜日については、市民
交流センター休館日に伴い、
申告相談は行いません。
- 市民交流センターの開館は、
午前 8 時 30 分です。
- 市役所地下駐車場(第 1 駐
車場)は、混雑が予想され
ます。周辺駐車場もご利用
ください。
- 期間中は、税務課窓口での
申告相談はお受けできません。

日付	曜日	午前	午後
2/16	(金)		相談会開催日
2/17	(土)		休日
2/18	(日)		休日
2/19	(月)		相談会開催日
2/20	(火)		相談会開催日
2/21	(水)		相談会開催日
2/22	(木)		休館日(申告相談なし)
2/23	(金)		休日
2/24	(土)		休日
2/25	(日)	相談会開催日	休日
2/26	(月)		相談会開催日
2/27	(火)		相談会開催日
2/28	(水)		相談会開催日
2/29	(木)		休館日(申告相談なし)
3/1	(金)		相談会開催日
3/2	(土)		休日
3/3	(日)	相談会開催日	休日
3/4	(月)		相談会開催日
3/5	(火)		相談会開催日
3/6	(水)		相談会開催日
3/7	(木)		休館日(申告相談なし)
3/8	(金)		相談会開催日
3/9	(土)	相談会開催日	休日
3/10	(日)		休日
3/11	(月)		相談会開催日
3/12	(火)		相談会開催日
3/13	(水)		相談会開催日
3/14	(木)		休館日(申告相談なし)
3/15	(金)		相談会開催日

申告会場図(市民交流センター)



※感染症予防のため、マスクの着用を
お勧めします。

◆小諸市公式 LINE で 相談の予約ができます

小諸市公式 LINE の予約メ
ニューから市県民税等申告
相談の予約ができます。

- ▶期 間 2/9 迄まで
- ▶方 法 小諸市公式 LINE の
メニューから予約申込み
(友だち登録が必要です)



登録は
コチラから

◆所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告について

佐久税務署にて申告
会場を開設します。
詳しくは右の二次元
コード(広報こもろ
1月号P.26)からご
確認ください。



公式 HP
広報こもろ

市県民税等申告相談

期間 2/16 (金) ~ 3/15 (金)

2/25 (日)、3/3 (日)、3/9 (土)は午前のみ受付

会場 市民交流センター (こもろプラザ 2 階)

問 市県民税申告相談について → 税務課 市民税係
確定申告、源泉徴収票、e-Tax について → 佐久税務署 ☎0267-67-3460

申告が必要な方

- 申告については、広報こもろ 1月号の 12 ページ及び 26 ページ(佐久税務署からのお知らせ)
をあわせてご確認ください。市公式 HP はこちらから▶
- 所得税に関するご相談や過年の確定申告に関するご相談、内容が複雑な申告等については税務署での確定
申告をお願いします。詳しくは佐久税務署へお問い合わせください。



申告相談に必要なもの ※申告内容に応じて、次の資料等をご用意ください。

- 申告書
- マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カード及び運転免許証等の身分を証明するもの
- 利用者識別番号が確認できる書類(所得税の確定申告をする方)
- 給与や年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書と収入・経費の確認できる帳簿や領収書
- 国民年金や健康保険等の保険料の領収書や証明書
- 生命保険料や地震保険等の領収書や払込証明書
- 医療費控除の明細書
- 障害者手帳、要介護認定書
- 還付を受ける本人の預金通帳



事前の準備をお願いします

会場の混雑緩和や滞在時間の短縮のため、必要書類の事前作成にご協力をお願いします。

- 営業・農業・不動産所得のある方
収支内訳書の作成や「収入」「経費」の集計をお願いします。
- 医療費控除を申告する方
医療費控除の申告は、「医療費控除の明細書【内訳書】」が必要です。事前に作成いただくか、
ご自宅で「医療を受けた方」「病院・薬局等」ごとの集計をお願いします。

申告相談会に際して

- 地区別の割り振りがなくなりました。ご都合に合わせて相談会開催日にお越しください。
- 休日相談会は、2/25 (日)、3/3 (日)、3/9 (土)に午前の部のみ開催します。

申告を忘れると…

所得額や税額は国・県・市の様々な制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると、国民健康保険・
後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金保険・保育料・市営住宅使用料等に影響を及ぼすことがあります。